

件名	愛媛県資源循環促進税条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	

**【改正の概要】**

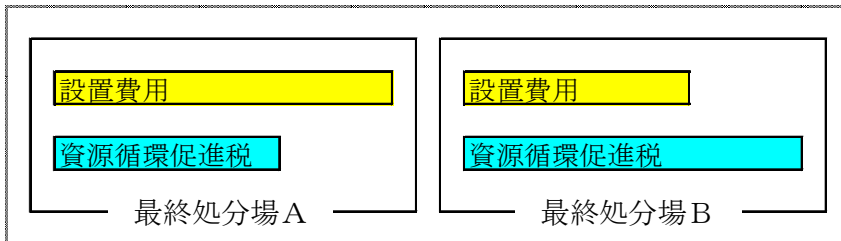
事業者がその設置に要する費用の一部を負担した最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課する資源循環促進税の税率を軽減するための改正

**1 軽減措置の内容**

(1) 対象 最終処分場の設置費用を負担した事業者が行う、当該最終処分場への産業廃棄物の搬入（ただし、負担した設置費用の額が過去に課された資源循環促進税の額を超える最終処分場への産業廃棄物の搬入に限る）

※1 設置費用及び資源循環促進税の額は産業廃棄物の搬入を行う年度の前年度の2月末までの合計額で算定

※2 設置費用を負担した最終処分場が複数ある場合は、それぞれの最終処分場ごとに判断



⇒ 事業者が行う最終処分場 A への産業廃棄物の搬入について税率を軽減

(2) 税率 最終処分場への搬入重量 1 トンにつき 1,000 円 → 750 円 に軽減

**2 軽減措置の創設に伴う規定の整備**

(1) 徴収方法 軽減措置の対象となる事業者が四半期ごとに申告納付

(2) 軽減措置に関する手続 軽減措置を受けようとする場合は、事前に知事への申請が必要

**3 検討条項（附則）**

条例の施行後 5 年を目途に条例の施行状況等を調査するとともに、社会経済情勢等の推移を勘案しつつ、条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

施行日	平成 25 年 4 月 1 日
-----	-----------------

**【その他参考事項】**

○資源循環促進税の概要

**1 課税の根拠**

地方税法第 4 条第 6 項の規定（法定外目的税）に基づき、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用に充てるため、資源循環促進税を課する。

**2 課税の対象と納税義務者**

(1) 課税の対象 県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入

(2) 納税義務者 産業廃棄物を排出した排出事業者（中間処理業者を含む。）

**3 税の仕組み**

(1) 課税標準 県内の最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量

（重量の計測が困難な場合は、県が定める方法により換算）

(2) 税率 最終処分場への搬入重量 1 トンにつき 1,000 円

（自己処分の場合は、1 トンにつき 500 円）

(3) 徴収方法 特別徴収義務者（最終処分業者）が四半期ごとに申告納入

（自己処分の場合は、事業者が四半期ごとに申告納付）